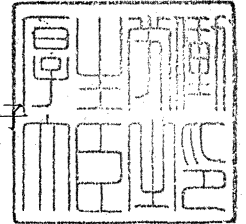


厚生労働省発能1027第1号
平成23年10月27日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 認定職業訓練実施奨励金の支給を受けることができる訓練実施機関が、同一の事由により又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の給付金の支給を受けた場合には、認定職業訓練実施奨励金は支給しないこととする。

第二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）

（附則第三条に規定する職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例を、平成二十五年三月三十一日まで延長すること。

第三 平成二十五年三月三十一日までに、岩手県、宮城県又は福島県（以下「特定県」という。）に所在する施設において開始された認定職業訓練（以下「特定被災地認定職業訓練」という。）を行った者（特定被災地認定職業訓練でない認定職業訓練の実績が第二条第一号ロ（1）又は（3）のいずれかに該当しない者を除く。）に関しては、施行規則第二条第一号ロの適用については、同号ロ（1）において一単位の特定被災地認定職業訓練を〇・五単位として算定するとともに、厚生労働大臣は、当該者が過去に当該特定県において同号ロ（1）又は（3）に該当しなかった場合は、当該同一の特定県で同一分野の申請職業訓練（同号イに規定す

る「申請職業訓練」をいう。以下同じ。）を認定しないこととし、当該者が過去に特定県以外の都道府県において同号ロ(1)又は(3)に該当しなかった場合は、全ての都道府県で同一分野の申請職業訓練を認定しないこととする。

第四 この省令は、公布の日から施行すること。